

石油コンビナート等防災本部アンケート結果（即報）

11月30日現在 33道府県のうち

回答のあった26道府県を対象とする

1 災害想定について（防災アセスメント関係）

Q 1 石油コンビナート等防災計画における災害想定で、消防庁の「石油コンビナートの防災アセスメント指針」を活用していますか。また、活用していない場合、どのような方法で災害想定を行っていますか。

回答 YES 20 NO 6

回答例：コンビナートで起こった過去の事故等を参考に想定している。

Q 2 石油コンビナート等防災計画における災害想定において、消防庁の「石油コンビナートの防災アセスメント指針」で具体的に例示している事象（※）以外の事象を想定していますか。想定している場合、どのような災害を想定して、どのような対策に反映させていますか。

※ 平成13年版「石油コンビナートの防災アセスメント指針」のP38及びP67参考資料1

回答 YES 8 NO 18

回答例：平成15年9月に発生した十勝沖地震でのタンク全面火災を想定し、長周期地震動によるスロッシング対策に反映している。危険物等の輸送船舶・車両での運搬中の事故を想定し、車両破損による危険物等の漏えい・拡散及び火災への対策に反映している。

Q 3 後述の「2 防災体制について」Q 1において該当する事例がある場合、当該災害の態様と石油コンビナート等防災計画の災害想定（当時）の比較において、大きな差異等ありましたか。それはどのような差異ですか。また、その差異に伴う防災上の課題はありましたか。

回答 YES 2 NO 24

回答例：地震に伴うタンク液面のスロッシングにより浮屋根が大きく動揺したことによりタンクの全面火災に至った。このことにより、タンク液面のスロッシングに対する課題、また、大規模なタンク火災に対する対応等についての課題が提起された。

Q 4 貴道府県の行った特別防災区域全体のアセスメント結果に基づいて、周囲への影響が大きい施設について特定事業者等が詳細アセスメントを行った事例があれば記入してください。

回答 YES 2 NO 24

回答例：影響度が甚大な事業所において、再計算等を実施し、再評価を実施している事例有り。

なお、耐震化等による軽減状況についても、計算を実施し、現在、耐震化を進めている。

Q 5 次の項目についてお答えください。

- ① 特別防災区域と住宅地、社会的に重要な施設等との位置関係、当該特別防災区域と住宅地等との間の緩衝地帯（緑地、広場その他の公共空地）の確保状況（確保されている場合、石油コンビナート等防災計画における位置づけの有無を含む。）等についてご記入ください。
- ② 特別防災区域内における危険物や高压ガスの貯蔵所、製造所等の配置について、災害想定の結果を踏まえ、個別の特定事業所のレイアウト規制に加えて特に配慮している例があればご記入ください。

①回答例：八代地区特別防災区域は八代市の市街地から約5km離れた臨海埋立地にある。区域から市道を挟んで住宅地があり、小学校の分校が存在する。緩衝地帯については石油コンビナート等防災計画では触れておらず、当該特防区域と住宅地の間は市道以外の空間はない。

近隣には社会的に重要な施設等は特にないが、東5.5kmの地点に九州新幹線の線路、南東約8kmの地点に八代市役所がある。

②回答例：内閣府の被害想定（南海トラフ巨大地震等）の公表や危険物施設等に関する政省令等の改正を踏まえて順次見直す予定

Q 6 石油コンビナート等防災計画における地震・津波の想定について、最近の見直し状況をご記入ください。

回答例：平成15年度実施の「石油コンビナート等特別防災区域防災対策調査」において、東南海・南海地震を想定し、地震・津波による災害想定を実施。

また、津波については東日本大震災を踏まえ、暫定的に従来の津波高さの2倍を想定。

当面の見直しの予定は内閣府の被害想定（南海トラフ巨大地震等）の公表や危険物施設等に関する政省令等の改正を踏まえて順次見直す予定

Q 7 防災アセスメント指針の活用にあたって困っていることや問題点があれば、ご記入ください。

回答例：指針を活用し、防災アセスメントを実施する場合、費用負担が大きい。

2 防災体制について

Q 1 石油コンビナートの災害について、石油コンビナート等防災本部の本部員を招集して対応した事例又は防災本部に準じた体制で対応した事例があれば、概要等を記入してください。事例が複数ある場合には、平成13年以降に発生した事例についてのみ回答してください。

回答例：千葉県災害対策本部（東日本大震災）H23. 3. 11～5. 26

本庁舎5階の大会議室に関係職員の参集し石油コンビナート班の設営

発災：平成23年3月11日15時15分頃 鎮火：平成23年3月21日10時10分

・コスモ石油(株)千葉製油所の液化石油ガスタンク火災爆発事故

千葉県災害対策本部設置：平成23年3月11日14時46分

千葉県災害対策本部解散：平成23年5月26日 9時35分

石コン本部非常第2配備体制：平成23年3月11日14時46分

非常第1配備体制：平成23年3月11日21時00分

非常第1配備体制解除：平成23年5月26日 9時35分

Q2 石油コンビナートで災害が発生した場合において、石油コンビナート等防災本部の本部員を招集して対応、防災本部に準じた体制で対応若しくは道府県担当部署で対応を行うかについて基準等を定めていますか。

回答 YES 15 NO 11

回答例：県地域防災計画に準じ、次のとおり配備基準を設定している。

- ① 当課体制：災害が発生し得る情報を入手、又は担当課で対応可能な災害発生時
- ② 係部局体制：複数の部局や課で対応が必要な災害発生時
- ③ 機管理対策本部体制：全庁的な対応が必要な災害発生時

Q3 Q1において、石油コンビナート等防災本部と災害対策本部が同時に招集された場合、それぞれの役割分担はどうなっていますか。

回答例

石油コンビナート等防災本部	災害対策本部
災害対策本部の機能の一部として、石油コンビナート等特別防災区域協議会や広域共同防災協議会との連絡、調整等にあたる。	防災対応を総括する。

Q4 Q3の役割分担を踏まえて、石油コンビナート等防災本部と災害対策本部の間の連絡調整の方法はどのようなになっていますか。

回答例：石油コンビナート等防災本部と災害対策本部は同一場所であり、一体的に活動

Q5 石油コンビナート等防災本部と関係市町村、消防機関、特定事業者の間の情報伝達の手段（加入電話、無線通信など）はどのようにしていますか。また、主回線、バックアップ回線があれば、記載してください。

回答例

主回線） 加入電話	バックアップ回線）防災行政無線（衛星無線），光回線（有線），衛星携帯電話（消防は全て設置済）
-----------	--

Q 6 石油コンビナートで災害が発生した場合において、特別防災区域内及びその周辺に存する社会的に重要な施設等への災害情報伝達について、伝達手段と伝達内容はどのようにしていますか。

回答例

伝達手段	広報車、巡視船艇等によるほか、災害の状況に応じて報道機関に協力要請を行う
伝達先	社会的重要な施設等に限らず、住民等への広報内容となっている
伝達内容	災害の状況、災害応急対策の実施状況、住民のとるべき措置、避難の勧告、指示等、危険区域の設定及び交通規制状況、火気使用禁止の指示、その他必要な事項

Q 7 石油コンビナート等防災本部では、災害時において、特別防災区域における危険物等（危険物、高圧ガス、毒劇物、放射性同位元素や放射性廃棄物）の種類、数量、性状、所在等をどのように把握することとされていますか。また、把握する上での課題は何ですか。

回答例：法律に基づく事業者からの報告、条例に基づく事業者からの報告、国からの報告・連絡、これらの情報に基づく事業者への確認。特定事業者については、毎年実態調査を行い、種類、数量を把握している。

Q 8 Q 6 の情報について、石油コンビナート等防災本部内・都道府県防災会議内・関係行政機関内（警察・消防・海保含む）での情報共有はしていますか。また、報道発表、ホームページ等で一般に公開していますか。

回答例：災害情報については、防災本部と関係行政機関（消防機関、警察、海上保安本部等）で共有している。また、必要に応じて、ホームページや記者発表により広報を行うこととしている。

Q 9 石油コンビナートの災害発生時に関係機関による迅速な情報収集や関係機関相互の情報共有についての取組はどの様になっていますか。

回答例：防災計画の災害応急対策計画の中で、通報伝達系統を定めており、収集した情報は防災本部（現地本部）より関係機関に通報することとしている。

Q 10 被害が複数の市町村に及ぶ場合や、県境を越えて他県に及ぶ場合を想定した取組や訓練を取り

入れていますか。取り入れている場合、その概要についてご教示いただきたい。

YES 9 NO 17

回答例：県、消防機関、自衛隊等による合同図上訓練により大規模災害時の情報伝達等の訓練を実施している。

Q 1 1 Q 7 の情報把握等と関連し、消防庁の「石油コンビナート地域情報管理システム」（平成 18 年 8 月 18 日付け消防特第 110 号）はどのように利活用していますか。また、登録されている情報の内容、管轄消防機関における登録情報の更新等について、お気づきの点があればご記入ください。

回答例：特定事業所への立入検査の際、事前の情報収集に利用している。データが古いので随時更新していく必要がある。

（＊現状としてはあまり活用されていない模様）

3 大容量泡放射システムについて

Q 1 災害時における大容量泡放射システムの配備基地から発災場所までの輸送時間として、単独災害（直径 34m 以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクの火災）、複合災害（地震や津波等による災害と直径 34m 以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクの火災等）のそれぞれについて、どの程度の時間で運用が可能と考えていますか。

回答例：輸送時間は、通常 4 時間 50 分（最長距離：仙台）としている。複合災害について特別な想定をしていないが、東日本大震災時に出動した際は、6 時間 10 分（最長距離：仙台）を要した。

Q 2 複合災害の際の輸送車両、人員の手配はどのように担保していますか。

回答例：輸送車両手配：運輸会社と搬送協定を結んでいる。

人員の確保：設置する会社と応援協定を結んでいる。

積込：配備事業所が搬送協定を結ぶ運輸会社と協定を結んでいる。

Q 3 複合災害の際の輸送車両のルートを選定等はどのようにしていますか。

回答例：複合災害時には、災害対策本部に特別防災区域内の情報収集及び対策を講ずる組織を付加した体制で対応することが石コン計画で定められており、この体制のもと、通行に

支障のある箇所等の情報を収集し、その情報を広域共同防災協議会事務局を通じ輸送者に提供することとしている。

Q 4 大容量泡放射システムを直径 3 4 m 以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクの火災以外の災害に活用することは想定していますか。想定している場合、その要件はどのようなものですか。

回答 YES 1 NO 2 5

回答例：京葉臨海中部地区共同防災協議会の構成事業所 6 社については、システム運用の知見があり適切な警防活動計画を立案するノウハウを有していること、防災要員及び補助員の派遣や費用負担について協議会内で合意済みであることから、対象タンクへの火災拡大を防ぐ目的で対象タンク以外の火災への適用を可能としている。

Q 5 大容量泡放射システムを積載した自動車の円滑な走行のため、緊急自動車である警察用自動車による誘導等を計画していますか。また、震災時等の場合は警察が災害や事故対応のため、誘導への協力が確保できないことが考えられますが、どの様に対応するか計画を行っていますか。

回答 YES 1 6 NO 1 0

回答例：警察用自動車による誘導を計画している。誘導の協力が確保できない場合については想定していない。

4 住民避難

Q 1 石油コンビナート等防災本部として、石油コンビナート災害で周辺住民への災害発生の広報を行った実績と石油コンビナート災害で市町村長等により周辺住民への勧告等（屋内待機、避難勧告、避難指示）を行った実績はありますか。その判断基準、周知方法、関係機関への連絡体制、解除の基準はどのようなものですか。併せて、そのときの伝達文をお示ください。

・災害発生の広報

回答 実績あり 2 実績なし 2 4

回答例：平成元年に発生した危険物屋外貯蔵タンク火災において、報道機関を通じて事故発生広報と刺激臭に関する広報を行った。

・勧告等

回答 実績あり 2 実績なし 2 4

回答例：石油コンビナート防災本部としてではないが、地元警察が発災場所から約 100m 以内の住民に対し避難命令を実施した事例がある。

Q 2 石油コンビナートの災害時に、周辺住民等に対して広報を行う場合の手順や、災害進展段階に応じた住民への要請内容（避難指示・勧告、屋内待避等）を定めたマニュアル等を整備されていますか。整備している場合は、そのマニュアル等をご恵与いただきたい。

回答 YES 6 NO 20

回答例：異常現象の種類及び規模ごとに、地域住民の避難方法を具体化した「地域住民の避難計画」を策定している。

Q 3 爆発や有毒ガスの漏えいのおそれなどの時間的余裕がない場合について、迅速に住民へ周知するような仕組みは具体的に整備されていますか。その場合、周知の主体、方法等はどのようになりま

回答 YES 12 NO 14

回答例：八代広域行政事務組合消防本部予防課が、各町内毎に置かれた市政協力員を通じ、直接口頭及びマイク（拡声装置）等で伝達。サイレン、警鐘、広報車、放送及び電話も使用する。

5 特別防災区域内の事業所の連携について

Q 1 石油コンビナート等特別防災区域協議会の活動状況等について伺います。

回答例

設置状況	管内の全ての特別防災区域に協議会が設置されている。 ただし、渥美地区は、特定事業所が1社のため設置されていない。
参加状況	全ての特定事業者が協議会に参加している。
自主基準	区域内の災害発生及び拡大防止に関する自主基準を策定している。
教育共同実施	年に数回、事業者従業員への防災研修会を開催している。
共同訓練実施	春・秋の時期に全事業者が参加する防災訓練（総合訓練）を実施している。

Q 2 特定事業所の連携について伺います。災害発生時に特定事業所間の情報連絡、自衛防災組織等の応援や資機材・設備の貸与等について協定等を結んでいますか。また、応援等が円滑に行われる様に教育・訓練を行っていますか。

回答例：県石油コンビナート等防災計画において、特定事業所相互の応援協定を締結することとな

っている。

自衛防災組織等の応援や資機材・設備の貸与、教育・訓練等については、特防区域協議会の枠組みで適宜実施している。

Q 3 石油コンビナートの災害時に、警戒区域の設定や避難方法の決定、地域住民への広報等において、石油コンビナート等特別防災区域協議会からの応援体制（避難範囲や避難方法の助言等）を整備されていますか。整備している場合は、その体制の概要について示してください。

回答 YES 4 NO 22

回答例：石油コンビナート等防災計画において、警戒区域の設定や避難方法の決定、地域住民への広報等について市町村ごとに整備されているほか、避難場所を指定している。石油コンビナート等特別防災区域協議会からの応援体制は、主に泡消火薬剤などの資機材の提供を行うこととなっている。

第3節 災害広報

特別防災区域に災害が発生し、又は周辺に災害が波及するおそれがある場合においては、特定事業所等及び隣接事業所の従業員、地域住民の生命・身体の安全確保と人心の安定を図るため次により迅速な広報活動を実施する。なお、この計画は次節の避難計画と不離一体のものである。

1 実施機関

事業所、市、消防機関、警察、NHK千葉放送局

2 広報を要する事態

広報を要する事態は次のとおりとし、現場の最高責任者が決定する。

- (1) 災害が周辺に波及すると予想される場合
- (2) 特別防災区域の沿岸に津波警報が発表された場合
- (3) 従業員や地域住民等の避難が必要と予想される場合
- (4) 周辺の住民等に不安を与えるような災害が予想される場合
- (5) その他現場の最高責任者が必要と認めた場合

3 具体的な実施方法

(1) 特定事業所

災害が発生し上記事態になった場合、災害の態様・規模によって広報活動は一刻を争うこともあり、時間的に市及び消防機関の活動が間に合わない状況等においては、事業所内及び隣接事業所に迅速に連絡し、事業所内及び隣接事業所の従業員等に広報活動を実施する。なお、防災関係機関からの要請があった場合は、地域住民等への広報活動を実施する。

ア 広報内容

- (ア) 災害発生日時 (イ) 災害発生場所 (ウ) 災害の態様・規模 (エ) 避難の要否
(オ) その他必要事項

イ 広報組織

特別防災区域協議会単位により実施する。

ウ 広報方法

広報対象者、範囲等の状況に応じ、迅速、的確に広報できる手段を利用する。（広報車・拡声器・一斉放送・有線電話・無線電話）

エ 報道機関への広報対策

報道機関への発表にあたっては、特定事業所内に広報室等を設け、災害の状況等を十分に認識した責任者を配置しておく。

(2) 関係市及び消防機関

特別防災区域に災害が発生し、若しくはそのおそれのあるとき、又は津波警報が発表されたときは、直ちに次により付近住民に避難等の広報活動を実施する。

なお、関係市においては、特別防災区域内の事故情報や津波警報を受けた際の避難情報発令基準を定めることとする。特に津波については、事業所への早期の避難情報の発令が従業員と施設の安全の両立につながることを、ひいてはそれが市民の安全の確保につながることを踏まえ、迅速かつ確実な避難勧告等を実施することとする。

ア 広報内容

- (ア) 災害発生日時 (イ) 災害発生場所 (ウ) 災害の態様・規模及び状況 (エ) 避難を要する場合は、経路・場所 (オ) 交通規制区域及び迂回路 (カ) その他注意事項

イ 広報組織

災害規模等による広範囲に応じた人員・資機材等の確保、自治会による末端組織を利用した広報活動の円滑化等を図るため、あらかじめ市の実状に応じた組織づくりに努める。

ウ 広報資料の収集・処理

前節の異常現象の通報及び情報連絡体制に基づき収集を実施する。

資料5-5

地域住民の避難計画について

番の州地区特別防災区域で災害が発生した場合の地域住民の避難について、次のとおり定める。

1. 地震・津波以外による発災の場合

(1) 火災による熱影響、毒性ガスの流出などにより、地域住民に影響をあたえるおそれがある場合

防災行政無線・サイレン吹鳴装置等をはじめとした広報媒体（エリアメール含む。）を利用し、各事業所の従業員及び地域住民に状況を知らせる。

風向き等を考慮し、延焼の恐れがある場合は避難を呼びかける。また、延焼の恐れがない場合は自宅待機を促す。

ガスの状況によっては、窓等の開放に留意し、濡れタオル等を利用して対処するように呼び掛ける。



(2) 事態の進展により番の州地域外へ避難する必要がある場合(道路が通行できる場合)

地域住民の自家用車、事業所所有送迎用バス又は公共機関所有の車両等を使用し、早急に避難する。

大型バスについては、協定書の取り交わし（香川県バス協会）を検討する必要がある。



(3) 番の州地域外へ避難する必要がある場合(道路が通行できない場合)

地域住民の船舶により避難するとともに、海上保安庁、坂出市みなと課及び国土交通省の船舶に出動を要請し、市内直近の安全な港まで移送、避難する。

2. 地震による発災(津波なし)

(1) 火災による熱影響、毒性ガスの流出などにより、地域住民に影響をあたえるおそれがある場合

地震により、番の州地域内の石油タンク及びガスタンクが破損損傷した場合、避難に際しては指定場所にこだわらず、発災場所から出来るだけ遠く離れた避難地に避難する。

サイレン吹鳴装置等が地震により機能しない場合もあるため、地震に強いと言われているメール配信等によって広報を行い、海上保安庁の船舶による広報も併せて実施する。



(2) (1) の場合においてライフラインが止まった場合

ライフライン停止状態での夜間発災時避難は困難を生じるため、日頃の避難訓練により備えておく必要がある。

電源の消失により、プラント装置の緊急停止に支障をきたし、危険物等の漏えい又は火災等が発生することを想定しておく。

また、避難所の電源確保が困難であり、冬季においては暖房も必要となることを想定しておく。



(3) 事態の進展により、番の州地域外へ避難する必要がある場合(道路が通行できる場合)

幹線道路の液状化を考慮しながら、地域住民の自家用車、事業所所有送迎用バス又は公共機関所有の車両等を使用し、早急に避難する。



(4) 事態の進展により、番の州地域外へ避難する必要がある場合(道路が通行できない場合)

地域住民の船舶により避難するとともに、海上保安庁、坂出市みなと課及び国土交通省の船舶に出動を要請し、市内直近の安全な港まで移送、避難する。

3. 地震による発災(津波あり)

(1) 津波警報、津波注意報が発表された場合

番の州地域には、津波到達まで約2時間30分程度の時間が想定されていることから、広報活動をエリアメール等により行うとともに、地震の揺れが治まった後には、消防自動車等を出動させ、事業所の従業員と地域住民に高台避難を呼びかける。

番の州地域内各事業所は、各事業所の判断により、プラント装置の緊急停止を実施し、津波到着までに従業員の避難を完了させる。



(2) (1) の場合においてライフラインが止まった場合

夜間発災時の地域住民、とりわけ避難弱者の避難は困難を生じるため、各事業所の最大限の人員を活用しつつ、協力体制を確立する訓練が必要である。

プラント装置の緊急停止が手動作業となり、長時間を要することから、従業員の避難が困難となることを想定しておく。



(3) 津波警報及び津波注意報の解除後、火災による熱影響及び毒性ガスの流出などにより、地域住民に影響をあたえるおそれがある場合で、番の州地域外へ避難する必要がある場合(道路が通行できる場合)

地域住民の自家用車及び事業所従業員の車両等を利用して避難する。道路が極めて混雑する場合は、事業所の構内道路も利用して避難する。



(4) 津波警報及び津波注意報の解除後、火災による熱影響及び毒性ガスの流出などにより、地域住民に影響をあたえるおそれがある場合で、番の州地域外へ避難する必要がある場合(道路が通行できない場合)

地域住民の船舶、海上保安庁、坂出市みなと課及び国土交通省の船舶等のあらゆる船舶を利用し、すみやかに避難する。

平成24年10月3日版（修正版）

石油コンビナート災害時の
住民広報マニュアル策定指針（案）

平成24年10月

山口県総務部防災危機管理課

目 次

はじめに	・ ・ ・ 1
1. 住民への広報体制の整備（平時）	
（1）市町、消防、警察署、事業所等の役割分担の明確化	・ ・ ・ 1
（2）コンビナート事故の状況に応じた広報等の事前検討	・ ・ ・ 1
（3）多様な広報手段の整備	・ ・ ・ 1
（4）放送事業者等との連携強化	・ ・ ・ 2
（5）市町による災害情報の入手方法や避難先、避難経路等の周知	・ ・ ・ 2
（6）事業所等による地域対話等の定期的開催	・ ・ ・ 2
2. 住民広報の実施（事故発生後の初動時）	
（1）広報実施の決定	・ ・ ・ 2
（2）現地連絡室における広報内容等の統一	・ ・ ・ 2
（3）避難勧告等	
ア 発災事業所や特別防災区域協議会からの情報等の活用	・ ・ ・ 3
イ 避難勧告等の広報	・ ・ ・ 3
（4）住民への広報	・ ・ ・ 3
（5）市町による事故情報の広報	・ ・ ・ 3
（6）住民広報の留意事項	・ ・ ・ 4
3. 事業所における住民説明会の開催等	・ ・ ・ 4
4. 市町におけるマニュアル作成のポイント	
（1）初動対応マニュアルとの整合	・ ・ ・ 4
（2）特防協等からの助言	・ ・ ・ 4
（3）防災訓練での検証に基づく見直し	・ ・ ・ 4
《 参考 》	
○ 石油コンビナート等防災計画に定める通報様式	・ ・ ・ 5
○ 広報フローチャート例	・ ・ ・ 6
○ 広報文案	・ ・ ・ 7
○ 広報チェックリスト例	・ ・ ・ 8

はじめに

昨年以降、山口県内で相次いで発生した、周辺地域へ重大な影響を及ぼした2件のコンビナート事業所の爆発・火災事故を踏まえ、関係市町における石油コンビナート災害時の「住民広報マニュアル」の整備を促進するため、この指針を取りまとめた。

住民に対する広報等を迅速かつ効果的に実施するための方向性を示すものであり、市町は、地元消防・警察等の関係機関やコンビナート事業所と協議の上、この指針に沿って、石油コンビナート災害時の「住民広報マニュアル」を整備し、既に作成している「初動対応マニュアル」と相まって、各地区特別防災区域協議会ごとに事業所と関係機関が一丸となって、防災体制の整備を進めていただきたい。

1. 住民への広報体制の整備（平時）

市町が中心となって、消防本部、消防団、警察署等のより多くの機関の連携の下、住民への広報活動の実施体制を整備しておく。

(1) 市町、消防、警察署、事業所等の役割分担の明確化

市町、消防、警察署等の関係機関や事業所が各々の役割を再確認し、それぞれの内部における広報体制を整備しておく。

なお、近隣の住民等に直ちに被害が及ぶ恐れのある場合は、事業者が先行して広報を実施することも含め、市町は、相互の役割分担や連携方法について各事業所と事前に十分協議し、統一的な対応がとれる体制としておく。

【県コンビナート等防災計画（コンビ計画）に基づく関係機関の役割分担】

市 町：住民への広報、警戒区域の設定、避難勧告・指示

消 防：応急措置の状況報告、住民への広報、警戒区域の設定

警 察：住民への広報、交通規制、市からの要請等による警戒区域の設定・避難指示

県：災害情報の収集、住民への広報、関係機関間の連絡・調整

事業所：災害や応急措置の状況報告、住民への広報の協力、災害の拡大等に関する情報提供

(2) コンビナート事故の進展状況に応じた広報等の事前検討

市町は、コンビナート事故の進展状況に応じた的確な広報ができるよう、予め、屋内待避や避難勧告・指示等のタイミングや広報内容（住民に求める対応、連絡先等）等を検討し、「広報フローチャート」や「広報文案」を作成しておく。

また、「広報項目のチェックリスト」を作成しておくことも、情報の提供漏れを防ぐために有効であり、末尾にこれらの例を添付したので参考とされたい。

(3) 多様な広報手段の整備

市町は、地域の実情に即してより多くの広報媒体を整備するなど、広報手段の多様化に努め、事故後、直ちに活用できるよう、職員の役割分担や手順等を明確にしておくなど、体制を整えておく。

例：報道機関への発表、防災行政無線、防災メール、エリアメール、ケーブルテレビ、コミュニティーFM、HP等の活用、自治会役員や消防団員等による戸別訪問等

(4) 放送事業者等との連携強化

市町は、特に迅速に広報すべき重大情報（避難勧告等）の伝達体制を強化するため、放送事業者や通信事業者と意見交換等を通じ、詳細な情報提供の方法等について連携を図っておく。

(5) 市町による災害情報の入手方法や避難先、避難経路等の周知

平常時において、チラシやリーフレットの作成等、地域の実情に即した方法により、予め地域住民へ周知しておく。

また、非常時に活用できるよう、周辺自治会等を対象とした「緊急連絡網」を整備しておく必要がある。

(6) 事業所等による地域対話等の定期的開催

各事業所は、日頃から住民とのコミュニケーションの充実を図るよう、レスポンス・ケアの地域対話等を定期的で開催し、取り扱う危険物や毒劇物等の量や危険性、製造工程や製品の特性、環境・安全に関する取組の説明を行い、住民からの意見・要望を取組に反映させるよう努める。

2. 住民広報の実施（事故発生後の初動時）

(1) 広報実施の決定

市町は、現地連絡室等において次の事故情報を把握・整理し、被害の状況等に応じて、関係機関と協議の上、住民広報の実施を決定する。

ただし、近隣の住民等に直ちに被害が及ぶ恐れのある場合は、予め市町と事業者が取り決めた役割分担に基づき、事業者が先行して、例えば、当面の屋内待避の指示等の広報を実施することとし、その場合は、事業者は遅滞なく市町へその旨を報告するものとする。

（把握する事故情報）

- ア 事故が発生した事業所名、発生日時及びその概要
- イ 被害の状況と周辺地域への影響、今後の見通し
 - ・被害の拡大状況
 - ・有毒ガスの発生状況 等
- ウ 発災事業所における対応状況
- エ 市町、消防、警察等関係機関の対応状況
- オ その時点における住民の取るべき行動
- カ その他必要な事項

石油コンビナート
等防災計画に定め
る通報様式（事故
後見直し）により
把握

(2) 現地連絡室における広報内容等の統一

近隣市町へも被害が及ぶ恐れがある場合は、関係市町が現地連絡室で情報共有を行い、広報する内容やタイミングを調整、統一することが、住民の不安を解消する上で極めて重要である。

(3) 避難勧告等

ア 発災事業所や特別防災区域協議会からの情報等の活用

市町は、避難勧告・指示や、窓を閉め切って屋内に留まる屋内待避等の必要性を判断する場合においては、判断が遅れ、適切なタイミングを逸することのないよう、発災事業所や特別防災区域協議会からの情報等を十分活用する。

特別防災区域協議会は、被害が周辺地域に及ぶ恐れのあるときは、災害発生事業所からの要請により、風向や風速、黒煙や飛散物等の到達範囲、有毒ガスの濃度分布等、被害の拡大状況等についての情報を区域内の事業所から収集・分析の上、災害発生特定事業所へ提供する体制を取っている。

イ 避難勧告等の広報

避難勧告等の広報においては、特に災害時要援護者に配慮するとともに、避難のための準備ができるよう、事故の状況等を段階的に分かりやすい言葉で伝えていく努力が必要である。

特に、災害時要援護者が多数入所（入院）する福祉・医療施設や学校・保育所等に対しては、保健部局、福祉部局及び教育委員会と連携して、事故関連情報の伝達を早めかつ確実にを行う必要がある。

(4) 住民への広報

石油コンビナート事業所の事故では、事故の事象（爆発、火災、漏洩）や規模、形態（即時終息、連続的爆発、火災延焼、連続流出等）、災害の拡大状況（有毒ガスの発生、排水（油）流出等）等により状況が時々刻々と変化していくことから、その段階に応じて、住民に対し、迅速かつ的確に広報を行う必要がある。

（有毒ガス発生の場合の広報）

段階に応じて
①事故発生（第1報）

②事故状況等（2報以降）

③有毒ガス発生の恐れがある場合 → まずは「屋内待避」

④有毒ガス発生が確実な場合 → 「避難勧告・指示」

⑤事故終息の見込み（有毒ガス発生の恐れがなくなった場合）

⑥事故終息

(5) 市町による事故情報の報道発表等

市町は、事故後できるだけ早期に、事故概要や被害状況等について、報道発表やホームページへの掲載等を通じて住民に広報を行う。

この場合、常に問合せ窓口を記載し、対応窓口の一本化、問合せ内容等の記録に努める必要がある。

(6) 住民広報の留意事項

住民への広報にあたっては、その内容や対象に応じた適切な広報手段を用い、事故の際に、どのように対応すべきかを住民に理解していただけるよう、次の事項に留意する。

- ア 迅速かつ時宜を得た広報であること
- イ 事実を正確に伝えること
- ウ 簡潔、明瞭に伝えること
- エ 曖昧な情報を広報しないこと
- オ 重要事項は複数の手段で繰り返し、徹底させること
- カ 特定の地域を対象とした内容であっても、必要に応じて市町全域に広報すること
- キ 状況に変化が無くても、不安解消のため一定時間毎に広報すること
- ク 現地での広報車による広報は、走りながらではなく、必ず停車して行うこと。
- ケ 現地での広報の場合は、地域の状況に詳しい地元消防団の協力を求めること。

3. 事業所における住民説明会の開催等

発災事業所は、事故原因の早期究明及び事故再発防止対策に努めるとともに、必要に応じて早期に住民説明会を開催し、それらの状況について住民に説明するなど、住民の不安解消の観点から積極的な広報に努める。

また、周辺住民からの意見等を集約し、誠意をもって対応に努めるとともに、必要に応じて住民広報マニュアルの見直しを行う。

4. 市町におけるマニュアル作成のポイント

(1) 初動対応マニュアルとの整合

コンビナート事故発生時に、「初動対応マニュアル」と一元的に運用することにより、より的確な初動対応が可能となることから、「住民広報マニュアル」の作成に当たっては、マニュアル相互の整合を十分に図る必要がある。

(2) 特防協等からの助言

コンビナート事業所においては、事業所の態様や取り扱う物質が様々であり、事故が発生した場合の危険性も、その事業所でなければ判断できないことから、住民広報マニュアルの作成に当たっては、特別防災区域協議会や会員事業所から助言を求める必要がある。

(3) 防災訓練での検証に基づく見直し

県石油コンビナート等総合防災訓練や、関係機関・事業所による定期的な通報訓練等において「住民広報マニュアル」の検証を行い、より効果的なマニュアルとなるよう、定期的に見直すこととする。

《 参考 》

○ 石油コンビナート等防災計画に定める通報様式

石油コンビナート等異常現象通報様式（第 報）					
送信日時	年 月 日 時 分				
送信先	県防災本部、消防、海保、警察、保健所、市防災、その他（ ）				
発信者	事業所名				
	発信者名		TEL	FAX	
現地連絡室	設置場所		TEL	FAX	
	連絡室担当者名				
種 別	1. 火 災 2. 爆発 3. 漏えい 4. その他（ ）				
発生場所		施設名		電子図面 座 標	
発生日時	年 月 日 時 分 ・ 確認中				
発見日時	年 月 日 時 分 ・ 確認中				
鎮 火 日 時 処理完了	年 月 日 時 分 ・ 対応中（状況を下欄記入）				
対応状況	活動機関	自衛防災組織 ・ 公設消防 ・ 海上保安部 ・ その他（ ）			
	警戒区域 設定状況	警戒区域 ・ 消防警戒区域 ・ 火災警戒区域 ・ その他（ ） 範囲（ ）			
	活動状況	消火活動中 ・ 警戒体制 ・ 拡散防止措置中 ・ 漏洩停止操作中 ・ その他（ ）			
	施設運転状況	運転中・緊急停止中・停止中（停止完了含む）・その他（ ）			
被害状況	物質名		性質	可燃性 ・ 毒性 ・ その他（ ）	
	現 状	拡大中 ・ 制御中 ・ 鎮圧中 ・ 確認中 ・ その他（ ）			
	被害範囲	事業所外（陸上・海上）・施設外・施設内・確認中・その他（ ）			
	避難等要否	必要 ・ 不要 ・ 確認中 ・ その他（ ） ※必要な場合（風向・風速等）			
	死 傷 者 等	有（死者 人、負傷者 人）・行方不明（ 人 ） ・ 確認中 ・ 無			

以下は、状況が判明次第記入すること。

異常現象の 概 要		
参考事項	物質区分	危険物・指定可燃物・高圧ガス・可燃性ガス・毒劇物・その他（ ）
	施設区分	危険物施設・高圧混在施設・高圧ガス施設・その他（ ）
	施設概要	
	そ の 他	

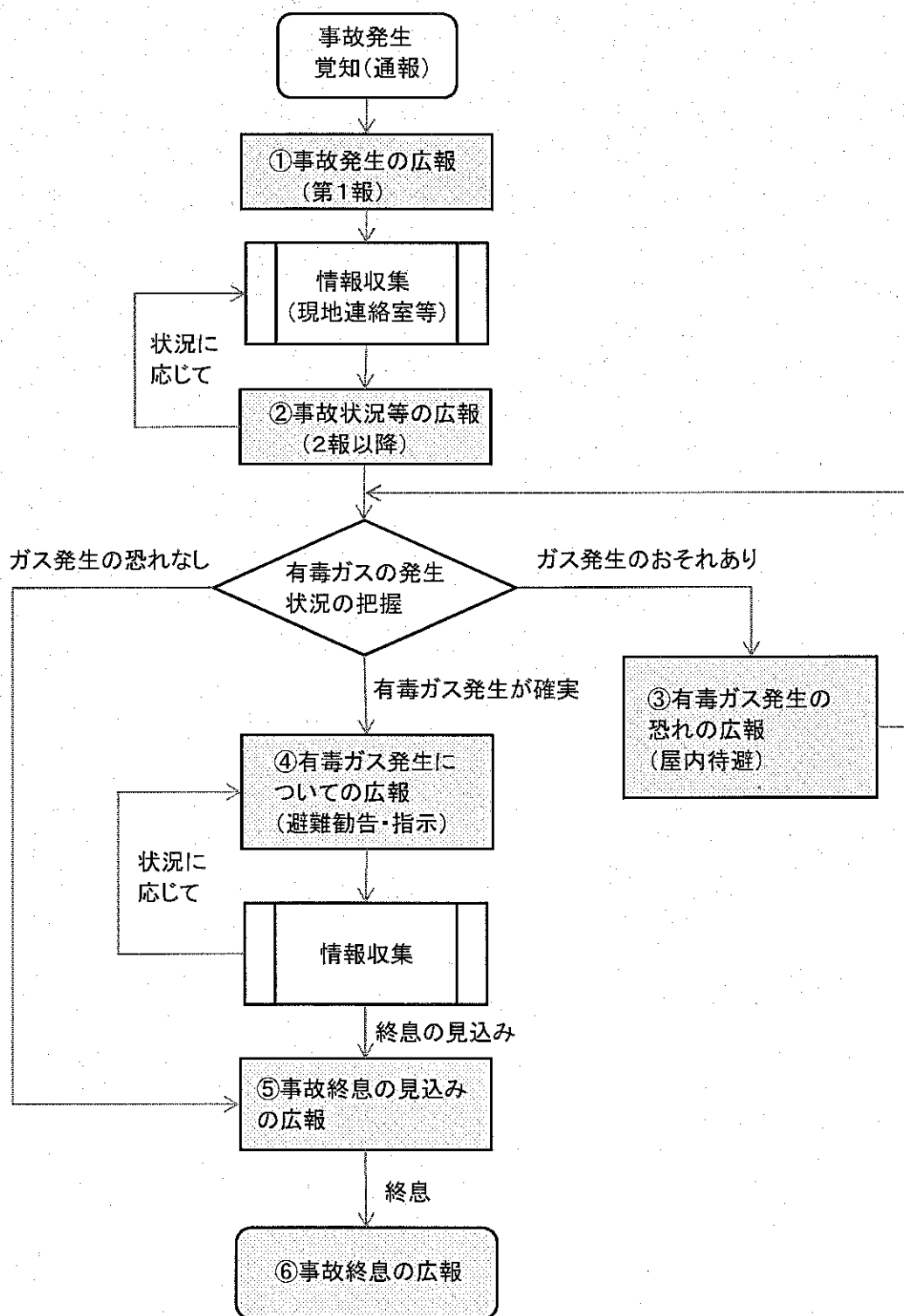
備考1：空欄及びその他の（ ）内は記入し、各項目は○で囲むこと。状況に応じて、修正して差し支えない。

2：被害状況の欄には、流出する化学物質又は流出するおそれのある化学物質全てについて記載すること。複数ある場合は、別紙を利用すること。

注意：第1報については、可能な限り早く、分かる範囲で記載して通報すること。

確認がとれていない事項は、その旨を記入して通報すれば足りること。

○ 広報フローチャート例（有毒ガス発生の場合）



○ 広報文案

広報フローチャート例と対応していますので、参考にしてください。

①事故発生の広報（第1報）

こちらは、〇〇市〇〇〇課です。
〇〇化学〇〇工場で、□□時◇◇分、爆発事故が発生しました。
現在、市は事故の状況など、詳しい情報の収集にあたっています。
(今のところ、有毒ガスの発生などの情報はありますが、)
市民の皆さんは、無用な外出は控え、今後の市からのお知らせや、消防、
警察の情報や指示に注意して下さい。
今後、新たな情報が入り次第、お知らせします。
(以上繰り返し)
こちらは、〇〇市〇〇〇課でした。

②事故状況等の広報（2報以降）

こちらは、〇〇市〇〇〇課です。
〇〇化学〇〇工場の爆発事故の状況についてお知らせします。
【事故状況の概要】
〇〇化学〇〇工場の爆発事故は、まだ火災が延焼中ですが、有毒ガスの
発生などの情報はありません。
引き続き、市民の皆さんは無用な外出は控え、今後の市からのお知らせ
や、消防、警察の情報や指示に注意して下さい。
今後も、新たな情報が入り次第、お知らせします。
(以上繰り返し)
こちらは、〇〇市〇〇〇課でした。

③有毒ガス発生の恐れ of 広報（屋内待避）

→有毒ガス（〇〇ガス）が発生する恐れがありますので、〇〇町の皆さんは、
念のため、屋内待避し、窓や出入口を閉めてください。

④有毒ガス発生についての広報（避難勧告・指示）

→有毒ガス（〇〇ガス）が発生していますので、〇〇町の皆さんは、直ちに
〇〇道(避難経路)を通過して〇〇小学校(避難所)へ避難してください。
(避難するときは、ぬらしたタオルやハンカチなどで口や鼻を覆い、姿勢を
できるだけ低くしてください。(塩化水素等の場合))

(その他広報文案が必要と考えられる例)

⑤事故終息の見込みの広報

⑥事故終息の広報

○ 広報チェックリスト例

	項 目	内 容	備 考
☐	いつ		〇〇時〇〇分
☐	どこで		〇〇化学〇〇工場で
☐	どの様な事故		火災・爆発・漏えい等
☐ ☐ ☐	現在の対応状況 ・発災事業所 ・警察、消防 ・行政機関		消火活動、警戒活動、 情報収集状況等
☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	被害状況 ・被害内容 ・被害範囲 事故状況 ・有毒ガス ・連続爆発 ・火災延焼 ・漏えい拡散 等		事業所内・事業所外 周辺への影響 拡大中・制御中・鎮圧 風向・風速等も考慮
☐ ☐	住民の取るべき行動 ・確認中 ・緊急性		念のため屋内待避 避難準備・避難
☐	その他必要事項		
☐ ☐	情報源の確認 ・どこから ・いつ時点		他の機関の情報との整合性 (確かな情報?)
☐	広報する範囲		風向・風速等も考慮
☐	広報手段		多様な広報手段の活用
☐ ☐ ☐ ☐	周辺市町との調整 ・広報内容 ・広報時期 ・広報範囲 ・広報手段 等		調整の必要性 有・無 調整中・調整済